

問 利子の部分については、市の負担があるのか。

答 激甚災害時の災害援護資金の貸付の場合は、利子補給制度が適用されるものと考えており、被災者の方については、実質無利子となるため、本人負担はなくなりません。利子補給分は国県の負担であり、市の負担はありません。

意見 特に災害に関する部分については、単に、過去の例に準ずるのではなく、どのようにするのが被災者にとって優しいことなのかを考え、被災者に寄り添った制度になるよう検討していただきたい。

31年度国民健康保険事業
特別会計予算

国民健康保険法に基づく医療事業等の予算で、予算総額は、45億4千100万円です。

問 一般被保険者高額療養費について、前年度より予算額が増加している理由は。

答 被保険者数は年々減少している一方で、前期高齢者数は増加していること、また、診療報酬の改定についても、消費税増税に伴い、

10月以降に初診料、再診料等が上がる予定であること等を見込んで予算計上しています。

問 疾病予防費のレセプト点検業務委託による効果は。

答 29年度は約2千万円の医療費の削減につながっており、30年度は約1千700万円の削減を見込んでいます。

31年度後期高齢者医療事業
特別会計予算

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等の予算で、予算総額は5億6千700万円です。

問 徴収費について、前年度より予算額が減少している理由は。

答 前年度はシステム改修業務委託料を計上していましたが、システム改修が終了したため、その分の予算額が減少しています。

31年度介護保険事業
特別会計予算

介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の予算で、予算総額は、介護保

険事業勘定39億4千400万円と介護サービス事業勘定2千600万円です。

問 介護保険事業勘定の一般管理費において、システム改修業務委託の予算額が、前年度より約120万円増加している理由は。

答 5月からの元号の変更及び介護報酬改定等により、システム改修が必要のため、予算額が増加しています。

問 介護保険事業勘定の包括的支援事業費において、生活支援体制整備事業委託料に関し、事業をどう評価し、どう事業に反映しているのか。

答 受託者である大川市社会福祉協議会から毎月提出していただく活動実績報告書を精査し、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターも含めて、定期的に話し合い、課題や今後の改善策等を検討しています。

指定管理者の指定

大川市老人福祉センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。指定管理者の選定は、公募が原

31年度上水道事業会計予算

本会計予算の第3条収益的収支は収入の水道事業収益8億471万4千円、支出の水道事業費が7億6千402万1千円です。

予算第4条資本的収支は、資本的支出が2億8千756万2千円、資本的収入が759万4千円、不足額の2億7千996万8千円は、当年度分損益勘定留保資金1億4千699万5千円などで補填します。

問 配水管整備事業の予定箇所は。

答 道海島、中古賀、下青木、中木室、三丸、大野島地区6箇所、老朽管布設替え工事を、また一木、大野島地区2箇所の道路改良工事に合わせた新設及び移設工事を予定しています。

問 老朽管更新工事の進捗状況は。

答 水道管の耐用年数である40年を超えている老朽管は63キロメートルある中で、平成31年度は1・2キロメートルの工事を予定しており、年間約1・9パーセントの更新を行っています。



31年度下水道事業会計予算

本年4月1日からの地方公営企業法の適用に伴い、これまでの下水道事業特別会計を廃止し、新たに地方公営企業法に基づく下水道事業会計を設置し、企業会計として予算編成を行ったものです。

本会計予算の第3条収益的収支は収入の下水道事業収益5億1千242万8千円、支出の下水道事業費も5億1千242万8千円です。予算第4条資本的収支は、資本的支出が5億6千543万1千円、資本的収入が3億6千609万4千円、不足額の1億9千933万7千円は、当年度分損益勘定留保資金1億7千486万円などで補填します。

問 一般会計からの繰入金額は。

答 汚水、雨水に係る費用を含めて、総額で3億1千641万1千円です。

問 下水道築造工事の予定箇所は。

答 30年度に引き続き、幡保地区は、国道208号のイマダ輪業付近から幡保交差点を通り幡保東交差点付近までの他、榎津、小保、新田地区の工事を予定しています。

産業建設委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決されました

大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の必須業務とされた農地利用の最適化業務に係る活動に対し、国が定める報酬の上乗せ支給を実施するため、所要の改正を行うものです。

問 活動に応じて年額上限7万2千円を、報酬に上乗せ支給するということだが、その支給要件は。

答 農地の集約化、遊休農地の発生防止や解消の活動、新規就農者の相談など、農地利用の最適化業務に係る活動記録を毎月報告してもらい、活動実績に応じて支給します。



問 専門職大学の件数は。

答 全国で認可されている専門職大学は2校、専門職短期大学は1校です。

問 法改正の背景は。

答 今後の成長分野を見据え、専門職業の人材育成として、新たな学校教育機関である専門職大学と専門職短期大学が制度化されました。

問 専門職大学の件数は。

答 全国で認可されている専門職大学は2校、専門職短期大学は1校です。